

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
(當日が休日には、翌日)
(當日が休日は、翌日)

鳥取県告示百三十号

告
示

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、
同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- ◆告示
- 米飯提供業者の業者登録
- 土地改良事業の工事の完了
- 土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地位
鳥振第四四号 (新規)	五一、一二、二三	森本弘子	力 イン	鳥取市滝山四四二一三一	鳥取市滝山四四二一三一
米振第二号 (新規)	五一、一二、二三	松下銀次郎	ブチレストラン	米子市四日市町七九〇東ビル	米子市四日市町七九〇東ビル
日振第八号 (新規)	五一、一、二〇	八重州商工KK 代表取締役 清水桂三	松屋	東京都中央区八重州六丁目五番地 秀兵莊	東京都中央区八重州六丁目五番地 日野郡溝口町大内一〇六九一〇八
商工中金大山保養所 秀兵莊					

鳥取県告示百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
宮原地区農業用排水事業	昭和五十一年十一月三十日	溝口町
福永地区農業用排水事業	昭和五十一年十二月六日	溝口町

鳥取県告示第百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、和田団地地区区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和四十九年度から昭和五十年度まで

五 施行認可の年月日
六 事業年度
第一工区
昭和五十年二月二十一日

第一工区

昭和五十年度から昭和五十一年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年二月十五日

一 施行者の所在地及び名称
鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二七一番地三 事業施行期間
第一工区

昭和五十年二月二十五日から昭和五十三年三月三十一日まで

第二工区

四 施行地区
倉吉市馬場町字下奥田の一部

第一工区

第二工区

変更後	変更前
倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和寺の各一部	倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和寺並びに和
田東町字向山の各一部	田東町字向山の各一部